

FMCだより

今年も、年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆さん、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



3

2014

税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号

TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

領収証等に貼る印紙、4月から緩和へ

事業者が領収証等に貼る印紙の基準額が平成26年4月1日以降から改正されます。この点を改めて、確認しましょう。

領収証、5万円未満へ緩和

事業者が金銭を受け取った場合に作成する領収証やレシートなど「金銭又は有価証券の受取書」（以下「受取書」）は、原則として印紙を貼る必要があります。これは、この受取書には印紙税がかかるため、納める額の印紙を貼り、消印をすることで印紙税額を納めたことになるからです。

ただし、この受取書は一定額に満たない場合には印紙税がかからず、印紙を貼る必要はありません。この場合の一定額とは、平成26年3月31日までの受け取りであれば3万円ですが、平成26年4月1日以降の受け取りでは5万円へと緩和されています。つまり、4月1日以降の受取書に記載された金額が5万円未満であれば、印紙を貼る必要はありません。

受取書の記載金額

印紙税額は記載された金額を基に決定します。この場合の“記載された金額”とは、受取書に消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税等の額」）が区別されて記載されている場合など、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。例えば、次の通りです。

例. 商品代金、52,920円（本体49,000円、消費税等3,920円）を金銭で受け取り、領収証を作成した場合

ケース①

領収証
△△△ 様
平成26年4月10日
金52,920円也
但 ◇◇代として
上記金額を領収いたしました。
〇〇〇株式会社

52,920円 ≥ 50,000円
∴印紙の貼付が必要

ケース②

領収証
△△△ 様
平成26年4月10日
金52,920円也
(内、消費税等の額3,920円)
但 ◇◇代として
上記金額を領収いたしました。
〇〇〇株式会社

52,920円 - 3,920円 =
49,000円 < 50,000円
∴印紙の貼付は不要

登場人物
〇社 経理部
〇社 経理部
〇社の顧問税理士

そこ？

もめてる？
嫌な予感が
するな…
ワイワイ
ワイワイ
まい
古門部長
顧問税理士

ああ、先生
いいところ
領収証の
こと…
まい
古門部長
顧問税理士

領収証？
印紙かな、
改正あるし。
古門部長
顧問税理士

領収証
上 様
平成
金2920円也

前ページの受取書の他、同じく平成26年4月1日以降から印紙税が緩和される措置があります。こちらをあわせて確認しましょう。

4月1日以降、軽減措置拡充へ

受取書の他、印紙税が緩和されるのは、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」です。これらは、平成9年4月1日から平成26年3月31日まで印紙税の軽減措置の対象でしたが、平成26年4月1日以降、さらに軽減措置が拡充されます。具体的な印紙税額は、下表で確認しましょう。

対象となる契約書を確認

この軽減措置の対象となる「不動産譲渡

契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいい、「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。これらの契約書については、不動産の売買や建設工事の請負当初に作成される契約書の他、売買金額の変更、請負工事の内容変更に伴う変更契約書等についても軽減措置の対象となります。

【軽減措置の対象となる、不動産譲渡契約書、建設工事請負契約書に係る印紙税額表】

契約金額（※）				本則	～H26. 3. 31	H26. 4. 1～ H30. 3. 31
不動産譲渡契約書		建設工事請負契約書				
1万円未満				非課税		
1万円超	10万円以下	1万円超	100万円以下	200円		200円
10万円超	50万円以下	100万円超	200万円以下	400円		
50万円超	100万円以下	200万円超	300万円以下	1, 000円		500円
100万円超	500万円以下	300万円超	500万円以下	2, 000円		1, 000円
500万円超		1, 000万円以下		10, 000円		5, 000円
1, 000万円超		5, 000万円以下		20, 000円	15, 000円	10, 000円
5, 000万円超		1億円以下		60, 000円	45, 000円	30, 000円
1億円超		5億円以下		100, 000円	80, 000円	60, 000円
5億円超		10億円以下		200, 000円	180, 000円	160, 000円
10億円超		50億円以下		400, 000円	360, 000円	320, 000円
50億円超				600, 000円	540, 000円	480, 000円

（※）契約金額は、受取書と同様、消費税等の額がわかる場合には、その消費税等の額を含めない金額となります。

【参考】印紙税法別表第一

第1号：

1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書

（注）無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。

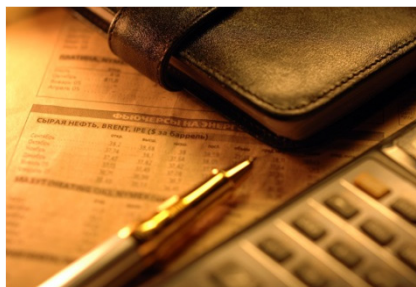
（例）不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など

（2以下略）

第2号：請負に関する契約書

（注）請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。

（例）工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など



従業員が退職する際に必要な 社会保険手続き



多くの企業では年度末にかけて、転職などによる退職者が増加する時期となっています。そこで今回は、社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の被保険者である従業員が退職する際に必要となる主たる手続き等を確認しましょう。

健康保険・厚生年金保険

健康保険・厚生年金保険については、資格喪失日（退職日の翌日）から5日以内に管轄の年金事務所に喪失届を提出します（健康保険組合の場合には、健康保険組合に提出）。これには健康保険証を添付することになっていますが、回収ができない場合には健康保険被保険者証回収不能・滅失届を併せて提出することになっています。

雇用保険

雇用保険についても喪失の手続きを行います。手続きは、退職日の翌日から10日以内に、管轄の公共職業安定所に提出します。離職票については、退職者が交付を希望したときに作成することとなっているため、あらかじめ退職者に交付の希望を確認しておくことが重要です。離職票は失業給付を受給するために必要となる書類であり、早く交付できるよう、速やかな処理が求められます。

健康保険の任意継続被保険者

一定の要件に該当する被保険者は退職後も引き続いて最長2年間、継続して被保険者と

なることができます。希望する場合には健康保険任意継続被保険者資格取得申出書を、退職者本人が、資格喪失日（退職日の翌日）から起算して20日以内に健康保険組合や協会けんぽ等に提出しなければなりません。こちらも退職者に案内をしておきましょう。

保険料の控除

退職者の社会保険料の控除については、次の通りとなります。

まず、健康保険・厚生年金保険の保険料は1ヶ月単位での負担となっており、原則として喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで事業主負担・被保険者負担ともに必要になります。例えば、1月31日退職（2月1日喪失）の被保険者は、1月分までの保険料を控除します。

一方、雇用保険の保険料は、給与に保険料率を乗じて計算することになっているため、退職日や給与の支払い時期に関係なく、支払われる給与のすべてが控除対象となります。

以上のように、退職に伴う手続きは提出期限が短いものや、退職者にとって早めに手続きを進めたい処理が多いため、速やかに手続きを行いましょう。



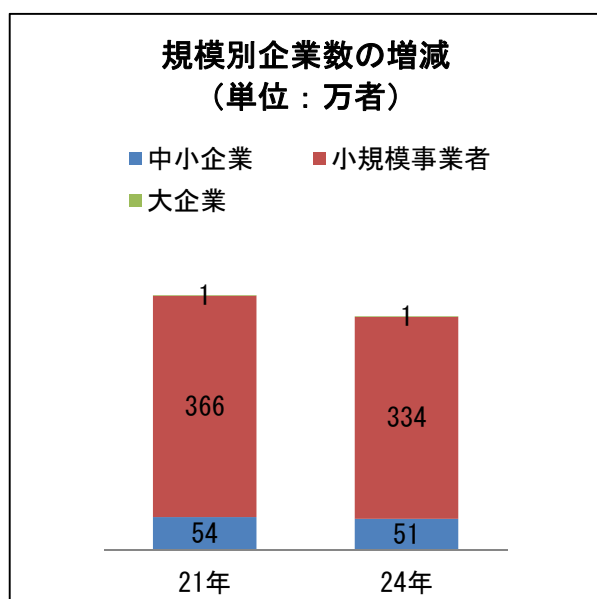
中小企業の数 420万から385万に減少



企業全体に占める中小企業や小規模事業者の割合は99%などといわれますが、実際にはどのくらいの数があるかご存じですか。ここでは、昨年末に発表された資料から、全国の中小企業の数を見ていきます。

減少を続ける中小企業の数

平成25年12月26日、中小企業庁から中小企業・小規模事業者の数が発表されました（※1）。それによると24年2月時点の中小企業と小規模事業者（以下、中小企業等）の数は385万者で、21年の420万者に比べ35万者、率にして8.3%の減少となりました。また大企業も含めた全規模では、21年の421万者が24年には386万者に減少しています。規模別の増減を示すと下グラフの通りです。



なお全規模に占める中小企業等の割合は、21年と24年ともに99.7%となっています。

中小企業庁によると、中小企業等の減少は

昭和61年から続いているということです。加えて平成3年以降、企業の開業率が廃業率を下回る状況が続いており、中小企業等の数が増加に転じるにはまだ厳しい状況にあるといえましょう。

国も中小企業等への支援に注力

前述の中小企業等の数に関する発表の同じ日に、中小企業庁から中小企業等への支援策が発表されました（※2）。法令の改正によって、宿泊業や娯楽業がサービス業の区分から分離し、宿泊業と娯楽業については、従業員20人以下の事業者を小規模事業者とすることになった、というものです。その結果、これまで中小企業だった従業員数6人～20人の宿泊業と娯楽業も小規模事業者となり、新たに以下の制度が利用できるようになったということです。

- ・ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経）
- ・ 特別小口保険制度（中小企業信用保険法）
- ・ 小規模企業共済制度（小規模企業共済法）

中小企業庁などは中小企業等の支援に注力していくと発表していますので、新年度を迎えるこれからの時期、新たな中小企業支援策に関する発表が出てくるものと思われます。事業者としては、支援策を知らなかったということのないよう、情報のチェックをしたいものです。

（※1）中小企業庁発表の「中小企業・小規模事業者の数（2012年2月時点）の集計結果を公表します」によります。なおこの発表での単位は、万社ではなく万者となっています。詳細は、経済産業省の次のURLから確認できます。

<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131226006/20131226006.html>

（※2）中小企業庁発表の「小規模企業の範囲を弾力化する政令を制定しました」です。制度等の詳細は、中小企業庁の次のURLから確認できます。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/131226shokibo.htm>



情報共有を簡単に 実現できるツール



出張先からどうしても見たい資料が会社のパソコン内にある、支店間での会議で情報を共有するのに困った、そんな経験はありませんか？そんなときも、インターネット環境さえあれば問題を解消できる便利ツールをご紹介します。

デスクトップを共有したい

<https://join.me/>

簡単に使えるデスクトップの共有ツールです。

デスクトップの動作風景を、最大で250人に公開することができるため、WEBでの会議をする際などに便利なソフトです。ソフトを起動すると、自動的に公開用のURLが生成され、相手側がそのURLにアクセスするだけでデスクトップを共有できます。専門知識が不要な点が最大のポイントです。

外部からアクセスしたい

<http://www.tonido.com/>

外部デバイス上から、自分のパソコンに直接アクセスできるようにするソフトです。

あらかじめURLとパスワードを設定しておくことで、出先からでも自分のパソコンにアクセスできるようになります。

自分のパソコンへログインし、コンピュータ内のファイルをダウンロードしたり、削除したりすることも可能です。出張や外出が多い方に便利です。

みんなの顔を見ながら会話したい

<http://vsee.com/>

複数人との同時対話に対応したビデオチャットツールです。

接続しているユーザー全員の映像を見なが

ら、音声通話やテキストでのチャットができます。

参加者全員と同時にチャットを行うこともでき、相手の顔を見てコミュニケーションを取りたい場面に適しています。

最近ではこういった機能をコールセンターでのユーザーサポートのツール等として利用する企業も増えてきているようです。

しかし、利便性にはリスクがつきものです。ツールによっては、画面を相手に見せるだけでなく、相手のパソコン内の情報の書き換えや削除までできてしまいます。

社外の相手とのやりとりで利用する場合や、機密情報を扱うような場合には、セキュリティ面での問題を十分に考慮する必要があるでしょう。

なお、今回ご紹介したツールは、その機能・動作環境・対応OS等をあらかじめご確認の上、自己責任においてご利用なさることを申し添えます。



今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にあつては、年度最終時期です。も
れのないよう処理をしましょう。

2014年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書
2. 所得税の総収入金額報告書
3. 確定申告の税額の延納の届出書
4. 個人の青色申告の承認申請
5. 所得税の更正の請求
6. 産前産後休業中の社会保険料免除
7. 入社式の準備と最終確認

1. 国外財産調書

居住者（非永住者以外の居住者に限られます）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日（今年は3月17日）までに提出しなければなりません。この場合、「財産及び債務の明細書」を作成する居住者であるときは、国外財産調書に記載した国外財産は、この明細書には記載しません。

2. 所得税の総収入金額報告書

次のすべてに該当する人が提出する義務があります。

- （1）事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている
- （2）その年中の（1）の所得の総収入金額の合計額が3,000万円を超える
- （3）その年分の確定申告書を提出していない

つまり、所得がゼロやマイナスであって確定申告書を提出する義務がなくても、総収入金額の合計額が3,000万円を超えてしまえば、3月15日（今年は3月17日）までに提出しなければなりません。ただし、損失申告書や還付申告書を提出していれば、提出する必要はありません。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件です。つまり、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日（今年は3月17日）、延納期限は納付した年の5月31日（今年は6月2日）です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません（到達日基準）。余裕をもって申請書を提出しましょう。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある一定の場合で、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合には、次の期間内で誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

- （1）通常申告・・・申告期限（3月15日）から5年以内
- （2）還付申告・・・提出日から5年以内

6. 産前産後休業中の社会保険料免除

4月より産前産後休業中の社会保険料が免除されます。該当者にはお知らせしておきましょう。

7. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。次の最終チェックリストで準備の漏れがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？

お仕事 カレンダー

2014.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	友引	
2	日	先負	
3	月	仏滅	
4	火	大安	
5	水	赤口	
6	木	先勝	啓蟄
7	金	友引	
8	土	先負	
9	日	仏滅	
10	月	大安	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	火	赤口	
12	水	先勝	
13	木	友引	
14	金	先負	
15	土	仏滅	
16	日	大安	
17	月	赤口	●確定申告の提出期限(所得税、住民税)、所得税納付期限(現金納付) ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●国外財産調書の提出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限(1月16日以降新規業務開始を除く) ●贈与税の申告の提出・納付期限
18	火	先勝	
19	水	友引	
20	木	先負	
21	金	仏滅	春分の日 春分
22	土	大安	
23	日	赤口	
24	月	先勝	
25	火	友引	
26	水	先負	
27	木	仏滅	
28	金	大安	
29	土	赤口	
30	日	先勝	
31	月	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払(2月分) ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限(現金納付) ●有害物ばく露作業報告書の提出